



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 31 日 (火)
第 8 4 1 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (540) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (541) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (542) (〃) 2
	生活保護法による施術所の廃止の届出 (543) (〃) 2
	保安林の指定予定 (7 件) (544~550) (森林・林業総室) 3
	保安林の指定の解除予定 (551) (〃) 6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (3 件)
	(552~554) (東部総合事務所県民局) 7
	指定居宅サービス事業者の指定 (555) (東部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (556) (〃) 9
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (557) (〃) 9
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (558) (中部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (559) (〃) 10
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件)
	(560・561) (西部総合事務所県民局) 10
	開発行為に関する工事の完了 (562) (西部総合事務所生活環境局) 11
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (563) (会計指導課) 11
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) . . 12

告 示

鳥取県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
智頭病院訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成24年 1 月 1 日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目90	平成24年 4 月 1 日
順天堂薬局サンデーズ伯耆店	西伯郡伯耆町大殿977-1	平成24年 7 月 1 日

鳥取県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
智頭町訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字智頭1875	平成21年 3 月31日
山口歯科医院	米子市錦町三丁目90	平成24年 3 月31日

鳥取県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	辞退年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	平成24年 6 月30日

鳥取県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中嶋 陽平	米子市淀江町淀江872-11	さとう接骨院米子分院	米子市大谷町140-2	平成24年6月30日

鳥取県告示第544号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市湯所町一丁目135・139（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第545号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市大畑字村中905の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第546号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市中砂見字奥田112の1、字台所1047の2、字矢矯1070、1074

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第547号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字横田字清水ヶ谷29の1、字清水ヶ谷中30、字清水ヶ谷奥上215、224、字牛谷口171、171の2、字牛谷中174、174の5、字牛谷276、284の1、字西岡188、字湯ノ谷295、323、大字三吉字客ノ谷110の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

る。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第548号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町奥野字下埜514、日田字白飛山1262の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第549号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第550号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字上ヌク湯33の1、大字助澤字三平520の1、520の2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第551号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬宇新川屋敷2421の1（次の図に示す部分に限る。）、2421の4、2421の5

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第552号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フリーダム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
賀山 英治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島462-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、しょうがい者に対して、就労の支援、職業能力の開発及び社会参画に関する事業を行い、しょうがい者の自立と社会参加及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員の職務

鳥取県告示第553号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年9月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アプローズ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
護田 裕子

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉岡温泉町268
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域にあって様々な生きにくさを抱えている方を対象に、相談や生活支援をはじめ体験・交流の場を提供し、人と人または資源と資源の間を円滑に「繋ぐ」役割を担い、誰もが認め合い助け合いながら安心して健やかに暮らせる地域作りに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業

鳥取県告示第554号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とっとり未来
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂口 愛子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目620-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、就労を支援し自立の実現に寄与する事業を行い、もって障害者の社会参加及び福祉の向上に資することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員の職務
 - (2) 総会の議決
 - (3) 総会の議事録
 - (4) 定款の変更

鳥取県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	居宅サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター鳥取	鳥取市商栄町115-4	平成24年8月1日	通所介護
株式会社サンブレラ	サンサンデイサービス	鳥取市国府町新通り三丁目412	〃	〃

鳥取県告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセンター鳥取	鳥取市商栄町115-4	平成24年8月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第557号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4-14	アースサポート鳥取	鳥取市富安一丁目113	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成24年8月1日

鳥取県告示第558号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人みのり福祉会	みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成24年7月19日	平成24年5月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第559号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 みのり福祉会	みのりクリニック	倉吉市福守町406 - 4	平成24年7月 19日	平成24年5月 1日	介護予防訪問リハ ビリテーション

鳥取県告示第560号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年9月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サークル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉持 秀紀
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町田住529
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の障害を持つ方に対して、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第561号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年9月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7 月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大山綿の花
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
荒田 楠
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡大山町東坪505
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第562号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成24年 5 月22日 鳥取県指令第201200032840号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉1124
田中 慶介
田中 完菜

鳥取県告示第563号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年 7 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
課長補佐 田貝 隆

係長 福田 高之

3 委任期間

平成24年7月31日から同年8月31日まで

公 告

平成24年鳥取県公報第8396号で公告した（仮称）アンコール1000に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成24年8月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため